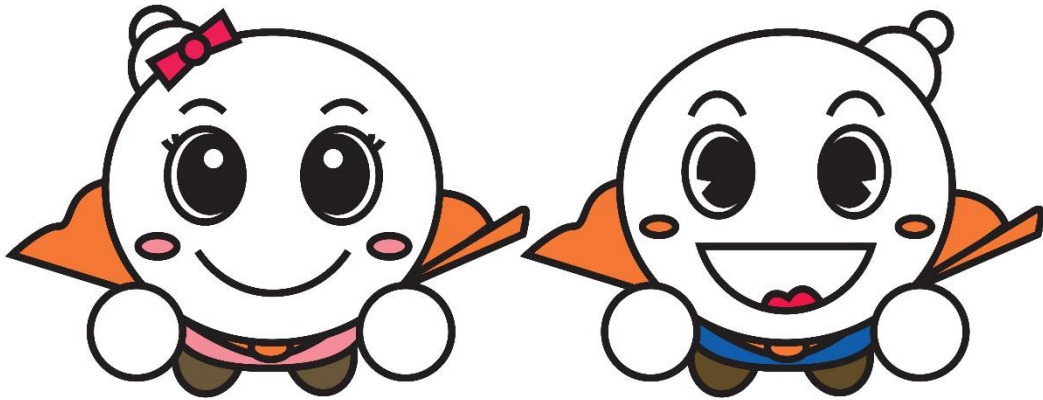


# 国富町子ども読書活動推進計画



令和5年4月

国富町教育委員会

## < 目 次 >

第1章	計画策定にあたって	1
	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1	計画策定の目的	2
2	基本方針	2
3	計画の期間	2
第3章	子ども読書活動推進の方策	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
2	地域における子どもの読書活動の推進	3
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	5
	(1) 役割	
	(2) 現状と課題	
	(3) 推進に向けた取り組み	
第4章	方策の推進に必要な事項	8
1	推進体制の整備	8
2	啓発・広報の推進	8
3	目標値の設定	8
(資料)	読書活動推進の現状等	
○	読書活動推進等の現状	9
○	子どもの読書活動の推進に関する法律	12
○	国富町子ども読書活動推進計画策定委員・編集部会名簿	14

## 第1章 計画の策定にあたって

### 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

今日、子どもを取り巻く環境は、インターネットやスマートフォン等の様々な情報メディアの発達・普及に伴い大きく変化しています。このような中、読書離れが進み、子どもたちの想像力や表現力などに影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、国は、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する施策の重要性から、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を策定しました。更に推進法第8条第1項の規定に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を策定するとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画を策定し、平成30年には、第四次基本計画を策定しています。

宮崎県では、平成16年に県内の子どもの読書活動の施策を総合的に推進するため、「宮崎県子ども読書活動推進計画」（第一次基本計画）を策定し、平成23年には更なる読書活動の推進を図るため「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

さらに、平成27年度には改訂された宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」によって体系化された「県づくりの基本姿勢」から「日本一の読書県」を目指した総合推進事業「生涯にわたって読書に親しむみやざき県民」へと発展させるため、組織を横断した「宮崎県読書活動推進委員会」を設置し、宮崎県生涯読書活動推進計画（平成30年から令和9年）が策定されました。

このような中、本町でも、家庭、地域、学校、行政が連携、協力しながら子どもの読書活動推進に向けた様々な取組を行ってきたところですが、本町の「第6次国富町総合計画」に掲げるまちづくり政策目標1「学びとふれあいを応援するまち」の実現のためにも、十分な読書環境を整備、提供することが必要です。

そこで本町における読書活動のさらなる推進を図るため、「国富町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定することが規定されています。

本計画は、法の理念に基づき、本町における子どもの読書活動推進の環境を整備し、計画的な施策のさらなる推進を図るため策定します。

### 2 基本方針

本町では、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、以下の3つの柱に沿って子どもの読書活動の推進に取り組むこととします。

#### (1) 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

子どもの自主的な読書を推進するには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げる機会を提供する環境づくりが重要です。

そのために、家庭、地域、学校等が関係機関と連携し、それぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、子どもの自主的な読書活動を推進するような社会全体での取り組みを行うとともに、必要な体制づくりに努めます。

#### (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもの読書活動を支えるには、子どもが日常的に本と出会う場である町立図書館や学校図書館における読書環境の充実が必要です。そのために、図書等が整備され、子どもがいつでも利用できるような体制づくりに努めます。

#### (3) 子どもの読書活動に関する関係機関の連携及び広報・啓発

子どもの読書活動をさらに推進するため、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。そのため、家庭、地域、学校等をはじめとして、関係機関、団体等が相互に連携を図り、広報・啓発に努めます。

### 3 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 子ども読書活動推進の方策

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### (1) 役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、家庭には、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境をつくとともに、子どもの読書習慣を形成する役割があります。

#### (2) 現状と課題

○ 未就学児から小学校低学年生においては、読み聞かせなどが行われている家庭も多くありますが、テレビやインターネットの普及、子どもの塾・習い事等に関わる時間の増加など、子どもを取り巻く生活環境の変化によって、親子で読書に親しむ機会が十分ではない状況も見られます。

#### (3) 推進に向けた取り組み

- 保護者は、親子で読書の時間を設けるなど、それぞれの家庭で取り組むことができる方法を用いて、家庭読書に取り組むことが望まれます。
- 町立図書館等が行う、保護者を対象にした選書や読み聞かせ等に関する講座等への積極的な参加を推奨します。
- 家庭教育学級、PTA活動、子ども会活動、自治会等と連携し、大人も読書に親しみ、家族で読書する時間をつくり、親子読書を楽しむ環境づくりの啓発に努めます。

### 2 地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) 役割

##### ① 町立図書館、児童館等

- 町立図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場であることから、子どもの読書活動の中核施設としての役割があります。
- 児童館は、地域住民の学習活動の場であり、子どもの健やかな成長を促す場であることから、子どもの読書活動推進の一翼を担う役割が期待されます。

##### ② ボランティア・民間団体等

- 読み聞かせや図書館支援活動を行う民間団体には、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されます。

また、町民が利用者の立場としてだけでなく、ボランティアとして図書館事業に関わることは、利用者としての視点や意見を運営に反映できる機会となります。

## (2) 現状と課題

### ① 町立図書館、児童館等

- 平成17年にオープンした町立図書館は長期的な蔵書計画に基づき資料の整備に努めるとともに、館内の閲覧環境や貸出システムの効率化などを図っています。
- 館内で毎月図書のテーマ展示を行ったり、司書による絵本の読み聞かせをしたり、図書館のエントランスを利用した絵画や児童生徒の作品展示をするなど利用しやすく、親しみのある図書館づくりに努めています。
- 広報くにとみや図書館のホームページ、図書館だよりなどで各種イベント等の情報発信を行っています。
- 令和3年度は、年間入館者が32,116人、年間貸出冊数が48,413冊であり、コロナ禍以降は、ほぼ横ばいの状況となっています。

### ② ボランティア・民間団体等

- 図書館ボランティアは、自主的に定例勉強会、視察研修等を実施して会員のスキルアップに努め、としょかんまつりをはじめとした図書館の子ども読書活動に関する各種行事への参画のほか、本の修理、植栽などの活動を行っています。
- 読み聞かせボランティア連絡会に加入しているグループは、小・中学校、保育園等で読み聞かせを行っていますが、一部には活動するメンバーの固定化が見られます。

## (3) 推進に向けた取り組み

### ① 町立図書館、児童館等

- 幼い時期から本に親しみ、図書館を利用したりする機会を増やすため、おはなし会、としょかんまつりなどの事業の充実を図ります。
- 児童・青少年用図書の蔵書の充実や子どもが利用しやすいような配架や展示を行います。
- 司書等が児童・青少年用図書に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識など専門的な知識・技能を高めることができるよう研修の実施に努めます。
- 調べ学習のための専門資料や子ども向けの郷土資料の充実を図るとともに、団体貸出及び巡回貸出などで学校等と連携し、子どもの読書活動がより活発になるよう取り組みます。
- 子どもの読書活動の推進に取り組んでいるボランティアグループ等民間団体の活動が円滑に行えるように情報提供に努めます。
- 障がいがある子どもへのサービスとして、点字資料、大活字本、録音資料の整備・提供や、図書館内の車椅子配置や点字ブロック通路の整備、手話・筆談などによるコミュニケーションの確保などの図書館利用の際の介助などに努めます。

- 児童館の図書室が地域の読書施設として機能するよう運営し、児童・青少年用図書の整備を図るとともに、読み聞かせなどの子どもの読書活動の機会を提供するよう努めます。

## ② ボランティア・民間団体等

- 図書館ボランティアは、図書館が行う様々な取組と連携することにより、子どもの読書活動を支える一翼を担うことが期待されます。
- 図書館ボランティアは、図書館と連携し、子どもの読書活動に関心のある町民を対象にした講座などを開催して、新たなボランティアの拡充に努めます。

## 3 学校等における子どもの読書活動の推進

### (1) 役割

#### ① 認定こども園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましい時期です。表現力も豊かになり、まわりの人との関わりが形成される時期ですので、絵本の読み聞かせなどの活動を積極的に行い、本に親しむ機会をつくることが大切です。

また、保護者に対して、読み聞かせの大切さを啓発することも重要です。

#### ② 小・中学校

小・中学校においては、それぞれの発達段階や特性等に応じて読書に親しむ機会を設けたり、子ども一人一人の興味・関心に応じて本に親しませ、読書習慣を身に付けさせたりすることが大切です。

そのためには、子ども一人一人の実態に応じた読書環境の充実に努めるとともに、学校図書館の運営を核とした読書指導に関する目標や指導計画を明確にし、家庭・地域・町立図書館との連携を図ることが重要です。

#### ③ 高等学校

高等学校においては、楽しみとしての読書に加え、学びにおいて必要な情報を得たり、自らの生き方や実社会とのつながりを考えたりするための読書に親しませることが大切です。

また、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成するために、学校図書館の資料を効果的に授業の中で活用する取組が重要です。

### (2) 現状と課題

#### ① 認定こども園・保育所（園）

- 認定こども園・保育所（園）では、絵本コーナーの設置や町立図書館の団体貸出を利用するなどして、子どもがいつでも絵本に親しめる環境づくりを行っています。また、多くの認定こども園・保育所（園）では、教員や保育士、ボランティアによる読み聞かせなどを行っています。

- 保護者に対して、子どもの読書活動の必要性について園だよりなどでの情報提供を行っています。

## ② 小・中学校

- 町内の小・中学校では、全7校で統一し、毎月15日を「読書の日」と定め、学校はもちろん家庭での読書を推進する取組を行っています。
- 学校図書館の図書資料等の状況は、ほとんどの小・中学校において学校図書館図書標準を満たしている状況です。しかし、さらなる読書活動や調べ学習を推進するためには、定期的に情報を更新するために、適切な除籍をしていく必要があります。
- ほとんどの小・中学校で「一斉読書の時間」を設定しており、読書に親しむ時間の設定を行っています。また、児童生徒が委員会活動で学校図書館の運営に携わっています。
- 小・中学校では、司書教諭や図書主任等が、組織的・計画的な学校図書館の運営や読書指導を行っています。また、学校における子どもの読書活動を推進するために、学校内で子どもの読書活動の重要性について共通理解を図っていますが、まだ、十分な状況とは言えません。
- 小・中学校では、保護者やボランティアの連携による読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトル等を積極的に実施している学校もありますが、取組が偏っている傾向があります。
- 活字に親しみ、自分の考えを表現する機会を設定することをねらいとして、令和3年度から「国富町 宮日新聞の日」を年3回設定し、町内の全児童、生徒に新聞を配付しています。

## ③ 高等学校

- 本庄高校では、コンピュータによる図書貸し出しが導入されています。
- 生徒図書委員会の生徒たちが、貸し出しの当番や図書だよりの発行を行うなど、学校図書館の運営に携わっています。
- 「朝の10分間読書」を行っています。
- 学校の教職員が、生徒に対して読み聞かせを行うことを行っています。
- 読み聞かせの講習会を行った後に、本庄高校にこども園等の園児、小学校の児童を招き、読み聞かせを行うことを行っています。



### (3) 推進に向けた取組

#### ① 認定こども園・保育所（園）

- 認定こども園・保育所（園）は、乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、子どもの発達段階や実態に応じた絵本を選書し、読み聞かせなどを行い、子どもが本に親しめるよう支援します。
- 認定こども園・保育所（園）の職員や乳幼児を持つ保護者は、子どもの読書活動の重要性及び豊かな感性や言葉の基礎を培う読み聞かせのポイントや選書の仕方などについての知識を深めるよう努めます。

#### ② 小・中学校

- 学校図書館では、児童生徒が自分で必要な図書を利用することができるようにわかりやすく分類したり、調べる内容に応じた図書コーナーを設けたりするなど、各学校が創意工夫をし、子どもの読書環境の充実に取り組みます。また、すべての小・中学校で、町立図書館と連携し団体貸出を利用するなど、本に出会う機会の提供に努めます。
- 読書の時間や機会を確保するため、すべての小・中学校で教育課程に工夫を加え、各校の実情に応じて「一斉読書の時間」など読書活動の時間を設けるよう努めます。
- 司書教諭や図書主任等が中心となり、学校図書館の運営や教育活動についての研修を行い、学校内で子どもの読書活動の重要性について共通理解を図るよう努めます。
- 小・中学校においては、司書教諭や図書主任等の補助として、学校図書館司書を計画的に配置することにより、児童生徒の読書活動推進や読書環境の整備に努めます。また、各小・中学校における全体計画を整備し、読書活動を効果的に推進するとともに、教科や総合的な学習の時間においても、学校図書館が十分に活用されるよう努めます。
- 各学校で保護者やボランティア等と連携して、読書活動に関する意見交換や情報提供を行います。また、親子で取り組む家庭読書など、子どもが本に親しむ機会を増やすよう支援します。
- 「国富町 宮日新聞の日」を継続することで、町内の全児童、生徒が活字に親しみ、自分の考えを主体的に表現できる取組を進めます。

#### ③ 高等学校

- 学校の特色に応じた選書や効果的な配架を行い、生徒の読書環境の充実に取り組みます。
- 司書教諭や図書主任が中心となり、学校図書館の運営や読書活動についての研修を行い、学校図書館と教科が連携できるよう努めます。
- 読み聞かせやビブリオバトル、読書感想文、ポップの作成などに生徒図書委員を中心に取り組み、読書活動の充実を図ります。

## 第4章 方策の推進に必要な事項

### 1 推進体制の整備

- 本計画の実施状況を定期的に把握し、国富町立図書館協議会等関係機関との協議を行うとともに、進捗状況を検討・評価し、必要な見直しを行うなど、さらなる施策の推進を図ります。
- 学校等は、読書活動の実態調査と課題の把握のため、毎年6月に宮崎県教育委員会義務教育課が実施する「学校図書館及び読書に関する調査」を活用し、現状と課題を明らかにし、読書活動推進のための工夫・改善の基礎データとします。

### 2 啓発・広報の推進

- 子どもの読書活動の推進の意識が高まるよう、子どもの読書活動についての啓発・広報に努めます。
- 「子ども読書の日」、春の「こどもの読書週間」、秋の「読書週間」に行う「としょかんまつり」をはじめとした子どもの読書活動推進の取組の充実を図り、子どもの読書意欲を高め、読書の楽しさや大切さを伝えます。

### 3 目標値の設定

#### (1) 町立図書館の児童書数

今後5年間で、町立図書館における児童書蔵書数の充実を図ります。

令和3年度 31,658冊 → 令和9年度 34,000冊

\* 目標値は、令和3年度実績を基礎に算定。

#### (2) 学校図書館の図書冊数

今後5年間で、学校図書館における図書蔵書数の充実を図ります。

小学校 令和3年度 32,997冊 → 令和9年度 35,000冊

中学校 令和3年度 23,127冊 → 令和9年度 25,000冊

高等学校 令和3年度 19,326冊 → 令和9年度 20,000冊

\* 目標値は、令和3年度実績を基礎に算定。

\* 令和3年度購入冊数 小学校 1,052冊 中学校 479冊

\* 令和3年度購入冊数 高等学校 500冊

#### (3) 児童生徒が1か月間に読む読書冊数

今後5年間で、学校図書館等における読書活動を推進します。

小学生 令和3年度 23.4冊 → 令和9年度 24.0冊

中学生 令和3年度 5.7冊 → 令和9年度 6.0冊

\* 目標値は、令和3年度実績（県平均値）を基礎に算定。

\* 令和3年度読書冊数（平均）

小学生 16.8冊 中学生 4.2冊

(資料) 読書活動推進の現状等

○ 現状

(1) 町立図書館の現状

項 目	令和3年度
町立図書館の児童書の蔵書数	31,914 冊
町立図書館の児童書の貸出冊数	19,318 冊
図書館利用カード登録人数 0歳～15歳	1,037 人
1人当たり児童書貸出冊数 0歳～15歳	46 冊
図書館主催おはなし会の回数	6 回
図書館主催おはなし会の参加者数	34 人
幼稚園・保育所・学校への貸出 団体数	15 団体
幼稚園・保育所・学校への貸出冊数	2,414 冊
読み聞かせグループ連絡会加入団体数	2 団体
読み聞かせグループ連絡会加入団体の会員数	16 人

○ 主な取組

- ・ 読み聞かせ会（毎週土曜日）
- ・ 図書だより発行（毎月）
- ・ 広報くにとみ掲載（毎月）
- ・ ホームページ更新（毎月）
- ・ 図書館ベスト20展示（通年）
- ・ 読書週間等のコーナー展示（随時）
- ・ 夏休みの自由研究、読書感想文に役立つ本特集
- ・ 各種文学賞の展示（随時）
- ・ 上映会（毎月2回）
- ・ 各小中学校作品展（通年）
- ・ 小学校図書館見学会

## (2) 小・中学校の現状 (学校数 小学校4校、中学校3校)

項 目	区分	令和3年度
学校図書館の図書冊数	小学校	32,997冊
	中学校	23,127冊
外部読み聞かせを実施している学校数	小学校	2校
	中学校	0校
昼休み時間に学校図書館が利用できる学校数	小学校	3校
	中学校	3校
放課後の時間に学校図書館が利用できる学校数	小学校	2校
	中学校	0校
全校一斉の読書活動を行う学校数	小学校	4校
	中学校	3校
全校一斉の読書活動を行う学校の週あたり実施回数	小学校	1回
	中学校	4回
ビブリオバトルやブックトーク等を行う学校数	小学校	0校
	中学校	3校
学校図書館での児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校	59.5冊
	中学校	9.8冊
蔵書をデータベース化し管理している学校数	小学校	4校
	中学校	3校
学校司書(国、町、PTA雇用)を配置している学校数	小学校	4校
	中学校	3校
新聞を児童生徒が閲覧できるように整備している学校数	小学校	4校
	中学校	3校
学校図書館図書整備等5か年計画に準じた新聞の配備(小2紙、中3紙)をしている学校数	小学校	0校
	中学校	1校
図書の貸出等を通して公共図書館(町、県立図書館等)と連携している学校数	小学校	4校
	中学校	3校
児童生徒が1か月(5月)に読む読書冊数	小学校	23.4冊
	中学校	5.7冊

(3) 小・中学校図書館の図書冊数等内訳 (令和4年4月1日現在)

	学校名	蔵書数(冊)	学校図書館図書標準冊数(冊)	学校図書館図書標準達成状況(%)
1	本庄小学校	10,505	9,960	106%
2	森永小学校	5,306	6,040	88%
3	八代小学校	6,925	5,560	125%
4	木脇小学校	10,171	9,560	108%
	小学校合計	32,997	31,120	106%
5	本庄中学校	11,954	9,600	125%
6	八代中学校	4,783	6,080	78%
7	木脇中学校	7,209	8,480	76%
	中学校合計	23,127	24,160	96%
	総計	56,134	55,280	102%

(4) 高等学校の現状 (令和4年4月1日現在)

	学校名	蔵書数(冊)	生徒数(学級数)
	本庄高等学校	19,326	285人(12)

※学校図書館の現状に関する調査より抜粋

※1人あたりの平均貸出冊数(冊)は年間の平均数値。

## ○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」と

いう。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○ 国富町子ども読書活動推進計画策定委員会委員・編集部会名簿

策定委員会

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	宮城 育郎	社会教育委員
2	副会長	黒木 真隆	くにとみ幼稚園
3	委員	日高 律子	学識経験者
4	委員	別府 紘	文化協会長
5	委員	日野 紘一	民生・児童委員会長
6	委員	坂本 真理子	本庄小学校 教諭
7	委員	河野 芳満	区長会長
8	委員	宮本 紀世	婦人会長

策定委員会編集部会

No.	役職	氏名	所属等
1	部会長	川崎 昌彦	教育総務課 教育対策監
2	副部会長	馬登 淳	社会教育課 社会文化係長
3	部員	益元 佑輔	社会教育課 社会文化係 主事
4	部員	間所 あゆみ	三名こども園長
5	部員	近藤 洋	本庄小学校 教頭
6	部員	小侍 祐一	木脇中学校 教頭

オブザーバー

No.	氏名	所属等
1	有田 雅代	県教育庁中部教育事務所指導主事